

BIM 活用試行要領の策定概要

1 策定目的について

建築設計業務及び営繕工事において BIM を活用するにあたり、発注者と受注者が留意すべき事項について、京都府の運用を示したものである。

2 策定概要

(1) 建築設計業務の BIM 活用について

延べ面積 3,000 m²以上の新営設計業務は原則 BIM 活用を行う。ただし、BIM 活用による効果が期待できない場合は対象外。

延べ面積 3,000 m²未満の新営設計業務又は改修設計業務の場合、BIM 活用は任意

対象業務	新営設計業務		改修設計業務
	延べ面積 3,000m ² *以上	延べ面積 3,000m ² *未満	全て
	指定項目 ①、② 推奨項目 ③～⑥	推奨項目 ①～⑥	推奨項目 ②～⑥
適用する 項目	①建築物の外観及び内観（一部）の提示 ②実施設計図書（一般図等）の作成 ③設計条件の適合確認 ④基本設計段階における設備計画の検討及び干渉チェック ⑤概算工事費の算出 ⑥実施設計図書（詳細図等）の作成		
成果品及 び電子納 品の対象	上記項目の②を指定項目とした場合に、①及び②に掲げるものを成果品とし、電子納品の対象とする。 ①実施設計図書（一般図等）の作成に用いたBIMデータ（オリジナルデータ形式及びIFC形式） ②①に係るBIMデータ説明資料（PDF形式）		
BIM連携 積算	「官庁営繕事業におけるBIMデータを活用した積算業務 試行要領」に基づきBIM連携積算を行うことを妨げない		

※新営設計業務の延べ面積は参考値であり、適用する項目の設定は特記仕様書による。

(2) 営繕工事のBIM活用について

BIM活用は任意

対象工事	新営、改修
	全て
適用する項目	推奨項目 ①施工計画、施工手順等の提示 ②干渉チェック
成果品	原則、成果品を設定しない。

3 仕様書への記載に関して

BIMを活用する案件に関して、発注仕様書に2のとおり発注要件を定め、受注者が「BIM活用業務計画書」を作成するよう記載する。

4 BIMに係る費用について

ア BIMデータの作成

発注者は指定項目の実施のために必要な費用を発注時に適切に計上する。推奨項目については、受注者の負担とする。

イ BIM連携積算

BIM連携積算の検討に係る費用は、受注者の負担とする。

5 成績評定について

(1) 設計業務

BIM活用を実施した業務については、履行状況に応じて、与条件の理解、業務への反映（設計提案）（主任監督員）で評価する。

(2) 工事

BIM活用を実施した工事については、履行状況に応じて、出来形及び出来ばえ（主任監督員、検査員）で評価すると共に、創意工夫（主任監督員）で1点加点を行う。